

福井市いじめ防止基本方針

平成26年4月
(平成31年2月改定)
(令和7年4月改定)

福井市教育委員会

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての児童生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童生徒の多面的な能力

を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

- 教員は、発達障害等のある児童生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童生徒が生命や人権を大切にする心を育てます。
- 校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 校長は、道徳教育を推進し、児童生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。
- 教育委員会は、幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- 校長は、その学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- 校長は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- 教員は、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、児童生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 校長は、規律や秩序の確立を通して、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。

- 校長は、学級活動や児童会（生徒会）活動等を活用して、児童生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 校長は、児童生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。
- 校長は、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進し、教員の研修の充実を図ります。
- 教育委員会は、学校の管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わる外部人材を対象とした研修会や事例検討会を定期的を開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめの防止等のための資質能力の向上を図ります。

（４）いじめの早期発見

- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見逃したり見逃したりしないよう児童生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 校長は、いじめの被害と加害及び他の児童生徒のいじめ行為の状況について、児童生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや子ども会等の地域の関係団体との連携を促進し、放課後児童会・児童クラブやスポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有す

るなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。

- 教育委員会は、スクールカウンセラーを全小中学校へ配置・派遣するとともに、いきいきサポーターを適切に配置し、スクールソーシャルワーカーを必要に応じて派遣することで、児童生徒及び保護者を支援し、児童生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- 教育委員会は、電話・面接による教育相談の機会など、多様な相談窓口を確保し、児童生徒や保護者の利用を促します。

(5) いじめの事案対処

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。
- 校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 教育委員会及び校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を進めます。
- 教育委員会が、いじめに関する相談を受けた場合は、被害児童生徒が在籍する校長に迅速な対応を求めるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所等と連携して適切な措置をとります。
- 教育委員会が、校長からいじめの報告を受けた場合は、学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示し、自らが必要な調査を行います。

(6) いじめの解消

- 校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の重大事態が発生した場合、直ちに、教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- 教育委員会は、校長からの報告を受け、事態発生について市長へ報告するとともに、教育委員会は、県教育委員会へ報告します。
- いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」、教育委員会は、速やかに「いじめ調査専門委員会」を設置し、当該重大事態に係る事実関係の調査・検証を行い、必要な措置を講じます。
- 教育委員会及び校長は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。
- 教育委員会は、調査結果について市長に報告するとともに、県教育委員会へ報告します。
- 教育委員会は、調査結果に基づき、必要と認める場合には、専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の人的体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部専門家の追加派遣等を行います。
- 重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認める場合は、再調査のための委員会を設けます。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

4 いじめの防止等のための組織の設置及び関係機関等の連携

(1) いじめの防止等のための組織の設置等

- 校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、生徒指導主事、学年主任等の教職員及びスクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、PTA等の関係者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、

いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方策を定期的に協議します。

- 教育委員会は、いじめの実態やいじめ防止等に関する学校での取組状況等、定期的に調査・検証し、その成果の普及を図ります。
- 教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、教育委員会、学校代表、P T A代表、警察、児童相談所、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの発生状況等を共有しながら、いじめの未然防止や早期発見・事案対処のための有効ないじめ対策について定期的に協議します。
- 教育委員会は、発生した重大事態に対処するため、「いじめ調査専門委員会」を設置し、必要に応じて弁護士や学識経験者等の助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を調査・検証します。
- 市長は、必要があると認める場合は、教育委員会や学校が行う調査結果について、弁護士、学識経験者等の助言を受け、事実関係を再調査・検証します。

（２）家庭、地域、関係機関との連携

- 校長は、いじめの問題について、P T Aや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。
- 校長は、日ごろから警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関の担当者との情報交換の場や連絡会議等を計画的に開催します。

（３）学校相互間の連携協力

- 校長は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。